

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準の一部改正」の概要

令和 7 年 2 月 14 日

環境省水・大気環境局環境管理課

1. 改正の経緯・背景

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）により、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けることとしており、それぞれ環境基準値を定めている。

また、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成 13 年 5 月環水企第 92 号。以下「事務処理基準」という。）においては、環境基本法における水域類型の指定、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）における常時監視等に関する事務処理基準を定めている。

令和 6 年 9 月に開催された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会（第 1 回）において、地域のニーズや実情に応じた水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の在り方と柔軟な運用について検討が行われた。その結果を踏まえて、「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」、「④CODの達成評価の変更」に関し、告示及び事務処理基準の改正を行った。

2. 改正の主な内容

（告示の改正）

- 告示別表 2 を改正し、利用目的の適応性から「水浴」を削った。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とした。

（事務処理基準の改正）

- 類型指定の見直しについて、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うこととした。この際、地域の利用の態様に合わせて適切に水質を管理するために類型を見直す場合は、「水質の悪化を許容すること」には当たらないことに留意することとした。なお、類型の見直し後は影響把握のため適切な時期に必要な情報の把握・評価を行うこととした。
- 類型指定の必要性の判断等について、地域の実情に応じて、類型区分された同

一の水域において、月単位で区分して季別に類型を指定することができることとした。

- 常時監視の実施に当たって、測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合、湖沼（告示別表2の1の（2）のアで示すAA類型又はA類型の水域に限る。）又は海域（告示別表2の2のアで示すA類型又はB類型の水域に限る。）において、各類型の利用目的に対して、現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていないCODの環境基準の水域区分では、CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとした。CODの評価を行わない場合も、水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して行うこととし、測定項目はCODによるほか底層DOなどによる測定でも可能とした。

3. 施行日

令和7年2月14日

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて

(第3次答申)

令和7年1月

中央環境審議会

目 次

1.	はじめに	1
2.	利用目的の適応性における水浴について見直し	2
	(1) 現行の環境基準について	2
	(2) 見直しの基本的考え方	2
	(3) 告示の見直し	3
3.	おわりに	6

1. はじめに

令和5年6月に、中央環境審議会大気・騒音振動部会、水環境・土壌農薬部会より「今後の水・大気環境行政の在り方について」の意見具申がなされ、また令和6年5月には「第6次環境基本計画」が閣議決定され、地域ニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を行うことが重要な課題のひとつとして挙げられている。

このような状況を踏まえ、平成25年8月の「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて（諮問）」を受け、より国民の実感にあったわかりやすい指標により、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施するため、環境基本法に基づき、水質の汚濁について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のうち、水浴に係る基準を見直すことについて検討を行ったので答申する。

2. 利用目的の適応性における水浴について見直し

(1) 現行の環境基準について

「水質汚濁に関する環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）（以下「告示」という。）では、利用目的の適応性の一つに「水浴」が位置付けられており、具体的な項目としては pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、N-ヘキサン抽出物質（油分等）が設定されている。また、湖沼では昭和 57 年、海域では平成 5 年には「全窒素、全磷」の環境基準値が設定され、利用目的の適応性の一つに「水浴」が位置付けられている。

(2) 見直しの基本的考え方

水域の類型指定は、一般に一定の広さをもった水域ごとに指定される。例えば、海域で A 類型に指定された水域において、水浴場は、沿岸部のごく一部である一方で、当該水域の水浴場以外の水域で求められる水質は水浴に求める水質と必ずしも一致するとは限らない。このため、水浴に求める基準を一定の広さをもった水域全体に適用することは適当でない場合がある。

また、諸外国での水浴又はレクリエーション用途に係る基準では、「大腸菌数」を採用しているものが多く、「BOD、COD、SS、DO、全窒素、全磷」の項目を対象としているものは少ない。

以上のことから、告示別表 2 の利用目的の適応性の欄から「水浴」を除外した上で、水浴には大腸菌数のみ位置付ける形で備考欄に記載することが適当である。

また、近年、「水浴」は遊泳に限らず様々な利用用途となっていることから、広く水の経口摂取の可能性が高い活動として、水との触れ合い、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用が含まれることを「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成 13 年 5 月 31 日付け環水企第 92 号、環境省水・大気環境局長通知）」（以下「事務処理基準」という。）において示すことが適当である。

(3) 告示の見直し

(2) の見直しの基本的考え方をふまえ、告示別表 2 の改正案を表 1 から表 3 に示す。

表 1 環境基準値【河川】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	300CFU/100ml 以下

備考

1～3 (略)

4 水道 1 級を利用目的としている測定点地点（自然環境保全を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。

6-5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

7-6 (略)

表 2 環境基準値【湖沼】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5mg/1 以上	300CFU/100ml 以下

備考

- 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみの利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 - 2 水道 1 級を利用目的としている測定点地点（自然環境保全を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 - 3 水道 3 級を利用目的としている測定点地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
 - 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 5-4 (略)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1 以下	0.01mg/1 以下

表 3 環境基準値【海域】

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質（油分 等）
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以上	20 300CFU/100 ml 以下	検出されない こと

備考

- ~~1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。~~
- ~~1-2~~ (略)
- 2 いずれの類型においても、~~水浴~~を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 3 (略)

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
II	水産1種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/l 以下	0.03mg/l 以下

3. おわりに

本答申は、「水質汚濁に関する環境基準について」の見直しについての審議を行い、その結論をまとめたものである。

本答申に関しては、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会（第1回）（令和6年9月24日開催）にて「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」、「④CODの達成評価」の4点について議論を行い、告示及び事務処理基準を改正することとした。

小委員会における審議を踏まえ、以下の観点を考慮しつつ、科学的知見の収集を行い今後の検討を進めることが必要である。

- ・地方公共団体において今回の改正を踏まえた円滑かつ弾力的な運用が可能となるよう、情報収集・提供、技術的な助言等を行うこと
- ・第6次環境基本計画を踏まえ、地域ニーズに応じた環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出などの検討を進め、水質のみではなく、生物の豊かさ、景観、文化、地域活動等の観点も政策目的とし、地域ニーズに応じた総合的な水環境管理への展開について検討すること